

特定非営利活動法人函館市体育協会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は特定非営利活動法人函館市体育協会表彰規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の候補者)

第2条 規程第2条及び第3条に該当し候補者として推薦される者は倫理を重んじつつ品位と名誉を保ち、関係競技規則を遵守し、他の模範となるものでなければならない。

(表彰の基準)

第3条 規程第3条の表彰は表彰審査委員会において次の観点から総合的に審査・選考するものとする。

(1) スポーツ功労賞

- ① 推薦年度の4月1日現在においておおむね満60歳以上の者のうち次の基準に該当する者。
 - イ 協会加盟の団体役員としての活動実績がおおむね10年以上あり、函館市のスポーツ振興及び当該団体の発展に顕著な功績があった者。なお、役員とは会長、副会長、理事長などとする。
 - ロ 表彰は原則として3名以内とする。
- ② 体育協会役員を退任した者のうち体育協会役員としての活動実績がおおむね10年以上の者。または、体育協会の発展や組織運営に顕著な功績のあった者。

(2) 競技普及貢献賞

加盟団体競技の普及に顕著な貢献があり次の基準に該当する者。

- ① 推薦年度の4月1日現在60歳以上の者でかつ加盟団体において、その競技普及に25年以上携わり、組織の基盤とする活動に献身的に貢献した者。
- ② 表彰は原則として15名以内とする。
- ③ 推薦は1加盟団体1名とするが複数名の推薦が必要な場合は推薦者において優先順位を明記し申請する。
- ④ 15名以上の申請があった場合は申請内容、優先順位などにより決定する。

(3) 優秀指導者賞

優秀な成績をあげた競技者の育成指導に功績が顕著であり原則として10年以上の活動実績を有する者のうち次の基準に該当する者。

- ① 個人及び団体競技において、全国大会に出場して優秀な成績をあげた競技者を育成した者
- ② 優秀な成績とは、優秀競技者賞の表彰基準となる大会での第3位までの成績とする。
- ③ 表彰は原則として3名以内とする。

(4) スポーツ競技者賞

競技者として優秀な成績を収めた個人及び団体（以下「者」とする。）の表彰については入賞の条件及び内容等が競技種目によって異なるため、以下の基準に基づき審査委員会で審査・選考するものとし、原則として地区予選を経て出場していること。なお、ダブルス、組、リレー競技は、団体として表彰する。また、地域協会が主催する大会は対象としない。

この賞は次の3賞に分けて表彰する。①④⑥はスポーツ競技者優秀賞、②はスポーツ競技者奨励賞、⑤はスポーツ競技者有功賞とする。なお、③に該当する場合は特別賞として別に表彰しトロフィーを贈呈する。

- ① 日本選手権大会、国民体育大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校大会、全国小学校大会において優秀な成績をあげた者。(別表1に掲げる大会も対象とする) 優秀な成績とは個人・団体競技共に入賞とする。ただし、高等専門学校大会における成績は全国大会優勝のみを対象とする。
- ② 北海道選手権大会又はこれに準ずる全道主要大会において、年度内に優勝を1回以上した者。
- ③ 第3条(4)①に該当する同一の大会で2年連続3位以内、また、高校生以下の者においては、②にある同一の全道主要大会において3年以上連続優勝した者はスポーツ競技者特別賞を授与する。

この賞は、小学校・中学校・高校の在学時に一度の受賞とし、この賞を受賞した年度までの成績は、次年度の以降の特別賞の対象とならない。また、前項に抵触しなければ、小学校・中学校・高校の区分を跨いだ成績での推薦は可能とする。

- ④ 全国的統括競技団体から公式の表彰を受けた者。
- ⑤ 地区予選を経ないで出場できる全国大会もしくはそれ以上の大会においては(マスターズ大会など)、2回以上連続して3位以内の成績をあげた者。ただし、表彰は、函館市体育協会に加盟する当該種目団体に加盟登録していることを条件とし、競技に年齢区分がある場合は年齢区分ごとに1回とする。
- ⑥ 各年代別や競技によって区分された日本代表選手または候補に選抜された者。
- ⑦ 上記以外の大会成績で表彰を受けようとする競技団体は、大会規模のわかる要項、プログラム、成績の証明等を添えて申請することができるものとする。

(受賞候補者推薦の要件)

第4条 スポーツ競技者賞の表彰候補となる者の推薦書に規程に定める全国主要大会における優秀な成績と判断できる下記の資料を添付すること。

- ① 大会の開催要項及び大会プログラム表紙(写し可)
- ② 優秀な成績と判断できる賞状等の写し

(細則の変更)

第5条 本細則は、理事会の承認を得て変更する。

附 則

この細則は、平成22年11月9日から施行する。

この細則は、平成23年10月27日から施行する。

この細則は、平成24年9月27日から施行する。

この細則は、平成25年9月20日から施行する。

この細則は、平成26年10月28日から施行する。

この細則は、平成29年9月25日から施行する。

別表1（第3条(4)の①関係）

ア JSCAブロック対抗水泳競技大会(主催 (社)日本スイミングクラブ協会)

別表2（第3条(4)の②関係）

ア JSCA北海道ブロック夏季選手権水泳競技大会(主催(社)日本スイミングクラブ協会北海道支部)

イ JSCA新年フェスティバル水泳競技大会(主催 (社)日本スイミングクラブ協会北海道支部)